

清瀬中学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

いじめは、人権侵害であり、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

清瀬中学校（以下「本校」）は、いじめを受けた子どもの生命と心身を保護することを最優先に考え、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により解決していく。また、再発防止のために、心の教育についても取り組んでいく。

2 組織

(1) いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第 22 条）

教育相談・特別支援教育部会内に置く。いじめや特別な支援を要する生徒の状況、不登校、その他生徒指導上の問題等の情報共有と対応方針について協議する。管理職、特別支援教育コーディネーター、各学年の代表、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。必要に応じて生活指導主任、各学年主任を招集する。

(2) 学年会

学年で発生したいじめ問題等の情報の共有と対応方針について協議する。学年主任、学年担当教員で構成される。（複数学年に関連する場合は、学年の枠を越えて対応する。）

(3) 外部機関と連携

学校内での解決に困難が予想される場合、迅速かつ円滑な解決を図るため、スクールソーシャルワーカー、東村山警察署スクールサポーター、民生・児童委員、子供家庭支援センターの協力を要請する。個別のケースに対し、必要な構成員を招集し、情報の共有や対応方針を協議する。

3 いじめ防止のための対応

全ての生徒が多様性を認め、人権を侵害しない態度・能力を身に付けるよう指導する（発達指示的生徒指導）ことが求められる。生徒自身の人権感覚の醸成を目指す。

(1) 人権教育・道徳教育の充実

- ・ 道徳の時間の充実
- ・ 外部講師を活用した情報モラル教育の実施
- ・ 各集会における教員の講話の充実
- ・ スクールカウンセラーの活用促進

(2) 体験活動の充実

- ・ 宿泊行事や体育的、文化的行事による社会性の育成
- ・ 職場体験の充実
- ・ ボランティア活動の奨励

(3) 自治活動(生徒会活動)の充実

- ・ 生徒が主体的に活動する生徒会委員会活動の推進
- ・ 生徒が主体的に活動する行事運営
- ・ 構成的グループエンカウンターによる生徒間の関係づくり

4 いじめ早期発見のための取組

教職員は情報を収集することに努め、チームで共有し、家庭や関係機関と連携しながら組織的に対応する。

(1) 教職員の指導力の向上と組織的対応

- ・ 教職員の理解促進(研修の実施)
- ・ 休み時間の巡回と声かけ
- ・ 定期的な会議(学年会、生徒指導部会、特別支援委員会)による生徒間トラブルの実態把握の促進
- ・ 教職員自らの言動に責任をもち、内容や質を向上させる。

(2) アンケートや面談による実態把握

- ・ 年3回のふれあい月間等でのいじめ等についての全生徒対象のアンケート調査と分析(6月、11月、2月)
- ・ スクールカウンセラーによる生徒個別面談の実施
- ・ アセスを2回実施し、学級集団の状況や生徒個々の状況について調査
- ・ 1年生は cocoro プランの実施
- ・ 三者面談の実施(7月、12月)

(3) 教育相談体制の整備・充実

- ・ 担任、副担任、養護教諭、管理職、全てに相談できる環境を整える
- ・ スクールカウンセラーによる教育相談室の運営

(4) 生徒への教育相談機関の周知徹底

- ・ いじめ相談ホットライン、他
- ・ いじめ相談レターの配布

5 いじめ早期対応の取組

(1) 基本姿勢

個別のケースについて、いじめか否かを特定することが重要なのではなく、目の前で起きている生徒間のどんなトラブルに対しても適切に寄り添って、その解決に向けた対応をすることが重要である。このことを共通認識として対応する。

(2) 迅速かつ組織的な対応

- ・ 管理職への迅速な報告・連絡・相談の徹底
- ・ いじめ対策委員会、生活指導部会や学年会等、チームによる組織的な対応の徹底

- ・ いじめを受けた生徒を支援する体制整備
- ・ いじめを行った生徒に対する指導の充実とカウンセリング
- ・ 当該生徒の保護者との迅速な連携の促進

(3) 関係機関との連携

ケースに応じて、教育委員会、専門家、東村山警察、子供家庭支援センター、民生・児童委員等、関係機関との連携を図る。

6 重大事態への対応

重大事態が生じたときは「いじめ防止対策推進法」に従い、以下のとおり対応する。

- (1) 事案について、学校として把握した事実を直ちに教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者等に対し誠実に対応していく。
- (2) 教育委員会の指導及び支援のもと、調査を行い、調査結果について教育委員会へ報告する。
- (3) 教育委員会の指導及び支援のもと、いじめを受けた生徒及びその保護者等に対し、必要な情報を適切に提供する。

7 研修

本校は、いじめの未然防止、早期発見、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、いじめに対する教職員の意識や対応力を高めるための研修を実施する。

- (1) 職員会議等で学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図るとともに、いじめに関わる校内研修を年間計画に位置付けて行う。
- (2) 情報モラル教育（個人情報の取り扱い等）を進めるとともに、家庭においても理解と協力を求める。